

監 査 報 告

公益財団法人逗子市体育協会定款第26条の規定に基づき、令和2年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図ると共に、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計帳簿又はこれに関する資料、重要な決裁書類等を閲覧し、業務、財産の状況を当法人事務所において調査し、当該事業年度に係る事業報告、計算書類及びこれらの附属明細書、財産目録について検討を行いました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和3年5月26日

公益財団法人逗子市スポーツ協会

監 事 佐藤千香 

監 事 笠原 恵子 